

令和 2 年 6 月 22 日

令和 2 年 6 月 30 日更新

## 綾川町中小企業者等事業継続支援臨時給付金の Q&A

番号	質問	回答
1	どのような方が対象となりますか。	町内に住所や事業所を有する中小企業、小規模事業者、個人事業主のほか、医療法人、農業法人、NPO 法人、社会福祉法人等が対象となります。
2	法人等の場合、本店所在地は町内にあって、事業所や店舗が町外の場合は、対象になりますか。	対象になります。ただし、町に法人町民税の申告がない方は対象外となります。
3	法人等の場合、本店所在地は町外にあって、事業所や店舗が町内の場合は、対象になりますか。	対象になります。ただし、町に法人町民税の申告がない方は対象外となります。
4	個人事業主の場合、住所が町内にあって、事業所や店舗が町外の場合は、対象になりますか。	対象になります。ただし、所得税の確定申告をしていない方は対象外となります。
5	個人事業主の場合、住所が町外にあって、事業所や店舗が町内の場合は、対象になりますか。	対象になります。ただし、所得税の確定申告をしていない方は対象外となります。
6	町内に複数の事業所がある場合、それぞれに切り分けて申請することができますか。	申請は、法人または個人事業主単位となります。したがって、1 事業者 20 万円の給付となります。
7	いつから事業を行っている事業者が対象になりますか。	令和 2 年 3 月末以前に創業または開業した事業者になります。
8	申請日時点では事業を行っているが、数か月以内に廃業を考えている場合は対象になりますか。	今後も事業継続意思があることが要件になりますので、対象外となります。
9	町税の完納の確認はどのようにされますか。	申請人の内容を税務課に確認させていただきます。
10	法人町民税の申告の確認はどのようにされますか。	申請人の内容を税務課に確認させていただきます。
11	町内外に複数の店舗があり、町内の店舗のみが減少率の要件を満たしていると思われる場合は、どのような取扱いになりますか。	法人又は個人事業主単位で算定することになります。
12	創業または開業が 1 年経過しておらず、前年の 3 ヶ月間と比較できない場合はどうしたら良いですか。	申請書の 2 枚目の「特例にて算出した理由」欄にその旨を記載して、創業または開業の日がわかるものの資料を添付してください。(開業届や履歴事項全部証明書等)
13	連続する 3 ヶ月の売上が前年同期比で 30% 以上減少とは、月毎に 30% 以上減少していることが必要ですか。	連続する 3 ヶ月間の売上の合計が、前年同期の売上の合計と比較して 30% 以上減少しているという意味です。
14	主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告をした場合はどうなりますか。	前年収入が業務委託契約等の事業活動からであることを示す書類が必要となります。詳細は HP

		に記載しています。
15	確定申告書(控え)に収受印がない場合はどうなりますか。(個人事業主等)	<p>確定申告書第1表の控えは収受日付印が押印(税務署において、e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること、自宅からのe-Taxによる申告の場合は「受信通知(メール詳細)」を添付することが必要です。</p> <p>いずれも存在しない場合は、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書(その2所得金額用)」を提出することで代替することができます。この場合は、収受印等のない確定申告書第1表の控え、及び所得税青色申告決算書の控えを用いることができます。</p>
16	確定申告書(控え)に収受印がない場合はどうなりますか。(中小法人等)	<p>確定申告書第1表の控えは収受日付印が押印(税務署において、e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること、自宅からのe-Taxによる申告の場合は「受信通知(メール詳細)」を添付することが必要です。</p> <p>収受日付印または受信通知(メール詳細)のいずれも存在しない場合は、税理士による押印及び署名がなされたものでも可とします。</p>